



組合告示第2号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和7年度及び令和8年度において輪島市穴水町環境衛生施設組合が発注する物品の購入若しくは製造の請負又は売払い等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の11第3項において準用する同令第167条の5第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年1月10日

輪島市穴水町環境衛生施設組合長

坂口 茂



第1 競争入札に参加できる者の資格

競争入札に参加できる者は、第2に掲げる要件に該当する者で、組合長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有すると決定された者とする。

第2 入札参加資格審査を申請できる者

第1の規定による審査(以下「入札参加資格審査」という。)を申請できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 次に掲げる者でないこと。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に該当する者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当し、期間を定めて競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
- ウ 役員等(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。)と認められる者

- (2) 入札参加資格審査の申請日(以下「審査基準日」という。)の属する事業年度の直前の事業年度の決算において、販売(製造)高のある者
- (3) 審査基準日までに納期限の到来した国税、県税及び関係市町税を完納している者

第3 入札参加資格審査

入札参加資格審査は、定期に行う定期審査又は随時に行う随時審査により行うものとする。

第4 入札参加資格の審査事項

入札参加資格審査は、次に掲げる客観的事項について行うものとする。

- (1) 営業年数
- (2) 役員及び従業員数
- (3) 年間販売高又は年間製造高
- (4) 自己資本の額
- (5) 自己資本比率
- (6) 流動比率
- (7) 固定比率
- (8) 総資本経常利益率

第5 入札参加資格審査の申請方法

- 1 定期審査の受付期間及び受付場所は、次のとおりとする。
 - (1) 受付期間 令和7年2月3日から令和7年2月28日まで
(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)
 - (2) 受付場所 輪島市穴水町環境衛生施設組合事務部管理課
- 2 入札参加資格審査を受けようとする者は、別表に定める書類を持参又は郵送等により提出するものとし、申請に係る様式は、別に定めるものとする。
- 3 都合により定期審査の受付期間内に入札参加資格審査の申請をすることができなかった者については、令和7年5月1日から令和8年12月25日まで随時審査の申請をすることができる。

第6 入札参加資格の決定の通知

- 1 組合長は、入札参加資格を有すると決定したときは、定期審査においては、令和7年3月中に輪島市穴水町環境衛生施設組合ホームページへの掲載により通知に代え

るものとし、随時審査においては、速やかに前述のホームページへの掲載により通知に代えるものとする。

- 2 組合長は、入札参加資格を有すると決定した者(以下「入札参加資格者」という。)を輪島市穴水町環境衛生施設組合財務規則(平成 21 年組合規則第 5 号)第 89 条第 2 項(第 102 条において準用する場合を含む。)の規定による有資格者名簿に登載するものとする。

第 7 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間とする。ただし、随時審査による場合は、入札参加資格を有すると決定された日の属する月の翌月の 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間とする。

第 8 変更の届出

入札参加資格者は、次の表の左欄に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、速やかに当該変更に係る事項を記載した届出書に同表の右欄に掲げる書類又はその写しを添付して組合長に届け出なければならない。

事項	書類
住所(所在地)	登記事項証明書(法人に限る。)
商号又は名称	登記事項証明書(法人に限る。)
代表者の職及び氏名	登記事項証明書(法人に限る。)
使用印鑑	
委任事項	委任状
電話番号	

第 9 入札参加資格の取消し

入札参加資格者が第 2 に掲げる要件に該当しない者となったとき又は不正な手段により入札参加資格の認定を受けたと認められるときは、当該資格を取り消すものとする。

別表

番号	提出書類		
1	入札参加資格審査申請書		
2	委任状(支店等に権限を委任する場合)		
3	営業所一覧表(該当者のみ)		
4	納税証明書	関係市町内業者(市・町税、県税、国税) (市内の営業所等に委任がある業者も同様)	
		県内業者(県税、国税) (県内の営業所等に委任がある業者も同様)	
		県外業者(国税)	
5	法人	登記事項証明書(3 か月以内に発行したもの)	
	個人	代表者の身分証明書(3 か月以内に発行したもの)	
6	財務諸表	法人	貸借対照表、損益計算書又は株主(社員)資本等変動計算書
		個人	所得税確定申告時の貸借対照表、損益計算書又は収支内訳書
7	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書		
8	審査申請書受領書送付用封筒 (受領書を必要とするとき)		